

# 令和4年度台湾プロモーション現地レップ業務委託 業務仕様書

## 1. 委託内容

台湾から三重県への旅行者誘致に係る現地代理店（レップ）業務

## 2. 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限の緩和後に台湾からの訪日旅行者が回復することを見据えて、(1) 富裕層（滞在型観光）、団体旅行、インセンティブツアー等の誘致、ならびに(2) 個人旅行者等（以下、FIT等という）の誘致を確実にを行い、県内での消費額増加を図るため、台湾で観光誘客を行う代理店（レップ）業務を、現地事情に精通し現地事業者とのネットワークを有する事業者に委託します。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和5年3月27日（月）まで

## 4. 業務内容

三重県の現地代理店（レップ）として、次の(1)～(3)の業務を委託します。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面・会場等での実施が困難となった場合は、委託者と協議のうえ実施方法を変更することとします。

### (1) 現地旅行会社との関係強化（B to B）

#### ①セールスコールの実施（15社以上）

- ・富裕層向けツアーやインセンティブツアーを取り扱う旅行会社を対象に、訪問によるヒアリング等調査と三重県のプロモーション活動を実施すること。
- ・台湾で新型コロナウイルスによる訪日渡航制限緩和が検討され、訪日旅行への回復機運が芽生えるなど、適切な時期を見極めて実施すること。ただし、契約期間満了日の3カ月前に至っても渡航制限緩和の機運が見られない場合は、実施時期・方法について委託者と協議のうえ実施することとします。
- ・ツアー造成等に係る旅行会社からの問い合わせに対して、必要な情報及び連絡調整を行うこと。（随時）

#### ②観光情報セミナーの実施（1回以上）

- ・台湾の旅行会社から質問が多いと思われる項目（ホテル、レストラン等）を調査のうえ実施すること。
- ・会場集合型またはオンラインのいずれの方式でも可とする。実施当日に参加

できない方のため、後日視聴もできるよう工夫すること。

- ・会場借上費、配信費用、講師料、備品使用料、PR物品など、セミナーの運営に必要な一切の費用を見積に含めること。

## (2) FIT等誘客に向けた企画実施 (BtoC)

三重県の認知度を高めて台湾からのFIT等誘致に繋げるため、次のプロモーションを実施すること。インパクトがありSNS上でのシェア拡大に繋がるよう工夫を行うこと。

### ①台湾での情報発信イベント実施 (1回以上)

- ・会場集合型とオンライン配信を効果的に組合わせたハイブリッド型のイベントを開催すること。
- ・会場借上費、講師料、備品使用料、PR物品・プレゼント購入費など、イベントの運営に必要な一切の費用を見積に含めること。

### ②高雄国際旅行博 (2022 KTF) への三重県ブース出展、企画、施工及び運営

- ・会場出展費の支払、ブースの設計製作、運営スタッフの配置 (2名以上) 等、三重県ブースの企画運営管理を行うこと。
- ・三重県内を走る鉄道会社等が出展する場合は連携し、PRの相乗効果を図ること。

### ③メディア向け情報発信

- ・台湾現地メディアに対し、三重県の観光情報発信を行うこと。(掲載確約方式による発信3件以上)
- ・コロナ後を見据えたアウトドア系観光地や新しいスポットの紹介、台湾人がシェア等してくれそうなキーワードの設定など、テーマ性をもった情報発信を工夫すること。

## (3) レップ基本業務

- ・上記及び台湾市場の動向に係るレポートを作成し、電子メールで提出すること (月1回)
- ・県による台湾でのプロモーション活動に係る情報提供、調整等を行うこと。
- ・できるだけ三重県が有するFacebookやInstagramの公式アカウントと連携するとともに、三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズ「Mie, Once in Your Lifetime」(一生に一度は訪れたい三重県)を活用すること。

※ 三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

## 5. 納品物、納期、納品場所

下記のとおり期限までに業務実績報告書を提出してください。

- (ア) 納品物 業務実施報告書 2部 (印刷物)
- (イ) 納品期限 令和5年3月27日 (月)
- (ウ) 納品場所 三重県海外誘客課

## 6. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県雇用経済部観光局と協議しながら進めてください。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。
- (3) その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めることとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

## 7. 留意事項

- (1) 本事業に係る成果品及び著作権の一切は、三重県に帰属します。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等 (以下暴力団等という。) による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が (2) のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

## 8. 契約方法に関する事項

- (1) 契約は、三重県雇用経済部観光局において行うとともに、契約条項は、三重県雇用経済部観光局において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しく

は申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税等を内書きで記載するものとします。

## 9. 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

### 10. 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについて、契約条項の定めるところによります。

### 11. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

### 12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### 13. 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部観光局 海外誘客課 担当 安藤

電 話：059-224-2847

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp

以 上